

■□■利用料のご案内■□■

高齢者の方ができる限り介護を必要とする状態にならないよう、又、転倒、骨折、関節疾患などによる生活機能の低下を防ぐ為、筋力向上、栄養指導、口腔ケアなどの適切なサービスを提供し、「状態の維持・改善」を目的に自立した生活の実現を支持します。

■介護予防通所リハビリテーション

(令和5年4月1日 現在)

項目	月額
要支援1	2,053円
要支援2	3,999円
食材料費	390円 × 利用回数
日常生活費	100円 × 利用回数

+

項目	月額	内容
運動機能向上加算	225円/月	運動機能向上を目的とし、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別に実施される機能訓練を行った場合
栄養改善加算	200円/月	低栄養状態及び恐れのある利用者に対して低栄養改善を目的とし、管理栄養士によって個別に栄養食事相談等による栄養管理を行った場合
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同して、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はそのご家族に対してその結果を説明する。
栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/回	低栄養状態及び恐れのある利用者に対して低栄養改善を目的とし、管理栄養士によって個別に栄養食事相談等による栄養管理を行った場合
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとのADL価、栄養状態・口腔機能・認知症所の状態やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出する。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1: 72円/月 要支援2: 144円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上の場合算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		各種サービス実施の合計額の4.7%の料金
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		各種サービス実施の合計額の1.7%の料金
介護処遇等ベースアップ等支援加算		各種サービス実施の合計額の1.0%の料金

■介護予防短期入所療養介護

項目	月額	
	個室	多床室
要支援1	619円	658円
要支援2	762円	817円
食費	1,650円	
滞在費	1,650円	500円
日常生活費	300円	

+

項目	月額	内容
療養食加算	8円/日	運動機能向上を目的とし、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別に実施される機能訓練を行った場合
夜勤職員配置加算	24円/円	低栄養状態及び恐れのある利用者に対して低栄養改善を目的とし、管理栄養士によって個別に栄養食事相談等による栄養管理を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円/日	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同して、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はそのご家族に対してその結果を説明する。
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合
認知症行動・心理症状緊急時対応加算	200円/日 (7日間を限度)	低栄養状態及び恐れのある利用者に対して低栄養改善を目的とし、管理栄養士によって個別に栄養食事相談等による栄養管理を行った場合
緊急時施設療養加算	518円/日	月に3日まで
若年性認知症入所受入れ加算	120円/日	若年性認知症利用者(65歳未満)に対し、個別の担当者を定め入所サービスを行った場合
総合医学管理加算	275円/日 (7日間を限度)	利用者ごとのADL価、栄養状態・口腔機能・認知症所の状態やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出する。
サービス提供体制提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち、10年以上勤務している介護福祉士の割合が35%以上の場合算定
送迎加算		184円/片道
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		各種サービス実施の合計額の3.9%の料金
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		各種サービス実施の合計額の2.1%の料金
介護処遇等ベースアップ等支援加算		各種サービス実施の合計額の0.8%の料金

※介護予防短期入所療養介護においては滞在費、食費が世帯状況等によって変わります。

上記の利用料金表は世帯状況第4段階で住民税世帯課税の場合を想定して作成しております。詳しくは担当相談員までお声かけください。

項目	金額	内容
個室利用料	990円	応接セット、テレビ、電話、トイレ、シャワー収納家具等応接セット、テレビ、電話、トイレ、シャワー収納家具等
2人室利用料	550円	
日常生活費	300円	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー等
洗濯利用料	実費	別途委託業者との契約 133円(税込)/日
理美容代	1,000円	毎月隔週で2回実施日を設定

負担段階	対象
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・本人年金収入等80万円以下
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、本人年金収入等80万円超120万円以下
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、本人年金収入等120万円超
第4段階～	・市町村民税本人非課税 ・世帯課税 ・市町村民税本人課税者 など

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	食費	300	600	1,000	1,300	1,650
	個室	490	490	1,310	1,310	1,650
	多床室	0	370	370	370	500